

# 令和7年度 財務省政策評価書(案)の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図 .....	1
2. 令和7年度政策評価書(案)のポイント .....	2
3. 令和7年度の評定が前年度から変更となった目標の評定理由 .....	3
4. 理由を付して評定を行った目標 .....	4
5. 令和6年度及び令和7年度における目標ごとの評定結果 .....	6
6. 令和6年度及び令和7年度における評定ごとの集計結果 .....	9
7. 令和7年度における財務省の主な取組 .....	10
<b>【参考1】 デジタル化への取組 .....</b>	<b>12</b>
<b>【参考2】 評定基準(評価マニュアル) .....</b>	<b>14</b>

# 1. 財務省の「政策の目標」の体系図

## 財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

## 政策の目標

### 財政 (総合目標 1)

[A]

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

### 税制 (総合目標 2)

[A]

コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとともに、基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

### 財務管理 (総合目標 3)

[A]

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

### 通貨・金融システム (総合目標 4)

[A]

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

### 世界経済 (総合目標 5)

[A]

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

### 財政・経済運営 (総合目標 6)

[A]

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

### 健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 [B]
- 1-2 必要な歳入の確保 [A]
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 [S]
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 [S]
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 [A]
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 [S]

### 適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 [S]
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

### 国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 [S]
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 [S]
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 [S]
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理 [S]

### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 [S]
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 [S]

### 貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 [S]
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 [S]
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 [A]

### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 [S]
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 [S]
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進 [S]

### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 [A]
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営 [S]
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 [S]
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 [S]
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 [S]

※ 【 】は令和7年度評定。■は前年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

## 2. 令和7年度財務省政策評価書(案)のポイント

### 総合目標 1 (財政) (令和6年度B:進展が大きくない ⇒ 令和7年度A:相当程度進展あり)

#### 【令和6年度 B:進展が大きくない】

(評定の理由)

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年1月17日経済財政諮問会議提出)においては、2025年度のプライマリーバランスは、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も赤字幅を縮小させることができる見通しである一方、黒字化しない見込みが示されています。

以上のとおり、令和6年度においては、財政健全化に向けた取組を実施したものの、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。

#### 【令和7年度 A:相当程度進展あり】

(評定の理由)

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)においては、債務残高対GDP比は、2025年度から2026年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となり、国・地方のプライマリーバランス(SNAベース)についても改善が続き、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示されました。ただし、上述の中長期試算における国・地方のプライマリーバランスの見通しは、2026年1月時点のデータを基に試算されたものであり、近年、大規模な補正予算が常態化する中で、経済状況の変化や追加的な対応が生じた場合の影響等によって変化する可能性があることに留意が必要です。

#### 政策目標 1-1

(重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進)

(令和6年度 令和7年度 B:進展が大きくない)

#### 【令和6年度 B:進展が大きくない】

(評定の理由)

それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。

#### 【令和7年度 B:進展が大きくない】

(評定の理由)

予算全体のメリハリ付けを行い、重要施策に予算を重点化しつつ、歳出歳入両面の改革を推進しましたが、「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を更に推進するほか、補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については、原則、当初予算で措置するなど、予算編成改革に取り組む必要があり、今後とも歳出改革を徹底し、その取組を進める必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。

#### 政策目標 1-2

(必要な歳入の確保)

(令和6年度B:進展が大きくない ⇒ 令和7年度A:相当程度進展あり)

#### 【令和6年度 B:進展が大きくない】

(評定の理由)

物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。

#### 【令和7年度 A:相当程度進展あり】

(評定の理由)

物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、国の一般会計において、令和7年度当初予算額と比較し税収が5.9兆円増加すること等から政策的経費を税収及び税外収入が上回り、28年ぶりにプライマリーバランス黒字化を達成するとともに、中長期試算(令和8年1月)においては、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、2027年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示され、また、施策の推進に当たって必要となる財源確保に向けた具体的な制度改正等の取組を行うことができたことから、必要な歳入の確保について進展が認められます。

### 3. 令和7年度の評定が前年度から変更となった目標の評定理由

総合目標 政策目標	評定		評定の理由等
	6年度	7年度	
総合目標6 (財政・経済運営)	B 進展が 大きくない	A 相当程度 進展あり	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、「強い経済」の実現と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。また、「強い経済」を実現する総合経済対策を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。中長期試算(令和8年1月)においては、債務残高対GDP比は、2025年度から2026年度、更にはその後の期間においても着実に低下する姿となり、国・地方のプライマリーバランス(SNAベース)についても改善が続き、2026年度には、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も改善した形となり、歳入と歳出が概ねバランスした姿を実現するとともに、2027年度以降には一定の黒字幅が見込まれる等、財政状況が着実に改善する姿が示されました。以上の状況を総合的に勘案し、当該総合目標の評定は、「A 相当程度進展あり」としました。ただし、上述の中長期試算における国・地方のプライマリーバランスの見通しは、2026年1月時点のデータを基に試算されたものであり、近年、大規模な補正予算が常態化する中で、経済状況の変化や追加的な対応が生じた場合の影響等によって変化する可能性があることに留意が必要です。</p> <p>(参考: 令和6年度)</p> <p>財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。が、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていたことから、当該総合目標の評定を「B 進展大きくない」としました。</p>
政策目標1-4 決算の作成を通じた 国の財政状況の的確 な開示	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	<p>全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、「S 目標達成」としました。</p> <p>(参考: 令和6年)</p> <p>施策「政1-4-2 令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出」に関する主要な測定指標について、達成度は「○」となりましたが、令和5年度歳入歳出決算とともに国会に提出した「令和5年度決算の説明」において誤りが見つかり、国会へ正誤表の提出を行ったことなどを踏まえ、当該施策の評定を「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策目標9-1 安定的で効率的な国 家公務員共済制度等 の構築及び管理	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	<p>施策「政9-1-2」で、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか、申請届出に係るシステムの導入の検討が進んでいない共済組合に対してe-Gov審査支援サービスの翌年度からの導入のための関係各所との調整等を行ったことなど、予定以上の様々な取組を実施したことから、それらの実績を踏まえ 達成度は「○」とし、施策についての評定が「s 目標達成」となったため、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p> <p>(参考: 令和6年度)</p> <p>施策「政9-1-2 共済手続の効率化・適正化」に関する主要な測定指標について、20共済組合における様々な手続の事務フローに係る個別事情の聴取やシステム改修に係るベンダー等との調整に一定の時間を要したことから達成度が「△」となり、施策についての評定が「a 相当程度進展あり」となったため、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>



## 4. 理由を付して評定を行った目標②

以下の評価は、評価マニュアル「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との規定によっています。

目標	評定結果		施策	評定	評定理由等
	6年度	7年度			
<b>政策目標 5-3</b>  関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続きにおける利用者利便の向上	A 相当 程度 進展 あり	A 相当 程度 進展 あり	[政5-3-1] 関税等の適正な賦課及び徴収	a	<p>令和7年度においては、施策5-3-5「税関行政に関する情報提供の充実」について、主要な測定指標「5-3-5-A-4 密輸取締り活動に関する認知度」の実績値が目標値(実績値の過去5年の平均)である86.3%を2.7ポイント下回ったことから、達成度は「×」となり、その他の測定指標については「○」又は「△」であることから、当該施策の評定は、「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、税関ホームページや公式SNSのほか、空港・ターミナル等におけるポスター掲示やデジタルサイネージの活用を通じて積極的に情報発信しておりますが、輸出入者や窓口来訪者と比較し、海外渡航者における認知度が低い傾向があります。</p> <p>一方で、政策目標5-3においては、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続きの改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めております。そうした中、目標の達成に向けて設定した施策について、5-3-1「関税等の適正な賦課及び徴収」については「a 相当程度進展あり」、それ以外については多くが「s 目標達成」となりました。5-3-5「税関行政に関する情報提供の充実」については、「b 進展が大きくない」となったものの、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、その他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、本政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、測定指標5-3-5-A-4については、今後は日本語に限らず多言語による発信にも努め、税関の水際対策についてより一層ご理解いただけるよう、積極的な広報活動に努めてまいります。</p>
			[政5-3-2] 社会悪物品等の密輸阻止	s	
			[政5-3-3] 税関手続きにおける利用者利便の向上	s	
			[政5-3-4] 税関システム機能拡充及び利用者利便の向上	s	
			[政5-3-5] 税関行政に関する情報提供の充実	b	

## 5. 令和6年度及び令和7年度における目標ごとの評価結果（総合目標）

【総合目標】※本欄記載内容は令和7年度の目標		評価	
		6年度	7年度
1 (財政)	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	B	A
2 (税制)	コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	A	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	B	A

(注)1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2   (色付き)は、前年と異なる評価です。

## 5. 令和6年度及び令和7年度における目標ごとの評価結果（政策目標①）

【政策目標】※本欄記載内容は令和7年度の目標		評価	
		6年度	7年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B	B
1-2	必要な歳入の確保	B	A
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	A	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S

(注)1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2  (色付き)は、前年と異なる評価です。

## 5. 令和6年度及び令和7年度における目標ごとの評価結果（政策目標②）

【政策目標】※本欄記載内容は令和7年度の目標		評価	
		6年度	7年度
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	A	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	S

(注)1 評価は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

2   (色付き)は、前年と異なる評価です。

## 6. 令和6年度及び令和7年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		総合目標		政策目標		合 計	
		6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
<b>S+</b>	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
<b>S</b>	目標達成	0	0	17	19	17	19
<b>A</b>	相当程度進展あり	4	6	5	4	9	10
<b>B</b>	進展が大きくない	2	0	2	1	4	1
<b>C</b>	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30

## 7. 令和7年度における財務省の主な取組①

政策目標		内 容
1-1	財政	<p>令和8年度予算は、「強い経済」を実現する予算であり、複数年度の取組や歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算での増額を実現しています。具体的には、診療報酬改定・介護報酬改定をはじめ、予算全体について、経済・物価動向等を適切に反映したほか、防衛力強化、こども・子育て支援、GX、AI・半導体といった従来から財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策を引き続き推進しています。また、新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じて、いわゆる「教育無償化」をはじめとする重要施策について、予算を増額しています。</p> <p>あわせて、令和7年11月に内閣官房に新設された「租税特別措置・補助金見直し担当室」の取組を踏まえ、既存の補助金等について見直しを行い、直ちに見直し可能な項目については、令和8年度予算に的確に反映しています。(施策1-1-1)</p>
2-1	税制	<p>令和8年度税制改正では物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げることとしました。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設することとしたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととしました。このほか、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。</p> <p>租税特別措置については、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」の方針の下、直ちに見直し可能なものから見直しを行い、税制調査会「税制のEBPMに関する専門家会合」における税務データに基づく適用状況にかかる分析等を踏まえつつ、的を絞り、メリハリ付けとインセンティブ強化の観点から、研究開発税制の控除率カーブを見直しました。(施策2-1-1)</p>
3-1	財務管理	<p>国債市場においては、令和7年4月以降、超長期債について他の年限に比して大きく金利上昇する動きが見られ、その背景として当時の金融環境における投資家の動向や我が国の財政を取り巻く状況の反映など、様々な要因が指摘されました。そうした状況の下、市場との対話を踏まえ、令和7年6月23日に令和7年度国債発行計画を変更し、超長期債の発行額等を減らす一方、減額分については、2年債や短期国債の増額及び個人向け販売分の上振れ実績の反映を行うなど機動的に対応しました。(施策3-1-1)</p>
3-2	財投	<p>令和8年度財政投融资計画においては、強靱な経済構造の構築、官民が連携した積極的な投資促進、物価高への対応等に向け、総額約19兆円(うちリスクマネーを供給する産業投資は過去最大の5,003億円)を措置することとしました。また、令和7年度中には、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)を踏まえ4兆4,777億円の計画補正(うち産業投資は2,700億円)を行ったほか、物価高の影響を受けた医療・福祉事業者への支援として、福祉医療機構に対する973億円の財政融資資金の増額手当て(弾力追加)を行うなど、経済社会情勢の変化に応じつつ必要な資金需要に的確に対応しました。</p> <p>また、これらの要求の審査に当たっては、各省庁・機関から提出された政策評価や、EBPMの考え方に基づくデータを活用した定量的な評価(EBPMの活用事例は財務省ウェブサイトにて公表)等も踏まえながら、政策的必要性や民業補完性、償還確実性等について十分な精査を行いました。(施策3-2-1)</p>

## 7. 令和7年度における財務省の主な取組②

政策目標	内 容	
5-1	国際貿易	<p>令和8年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油（8品目）について、中長期的に、関税率の見直しを行う必要が認められないため、現行の暫定税率無税を基本税率として規定し、暫定税率を廃止しました。また、越境ECの拡大に伴う少額輸入貨物の急増への対応として、越境ECサイトで国内消費者向けに商品を直送する国外事業者と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間での競争上の不均衡の是正を図るため、個人使用貨物の課税価格決定の特例を廃止しました。（施策5-1-1）</p>
6-1 6-2 6-3	国際金融	<p>令和8年1月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組をG7や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和8年3月には重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプランを策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。（施策6-1-2）</p> <p>安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に対して適切に対応するため、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を令和8年3月17日に閣議決定し、国会に提出しました。本法案は、国の安全等に係るリスクを軽減するための措置を外国投資家の事前届出事項に追加するとともに、日本企業の株式を保有する外国法人を別の外国投資家が買収すること等を通じて、間接的に日本企業の株式を取得する行為を規制対象に加えるほか、いわゆる日本版CFIUS創設のため、審査等において必要な場合に、安全保障関連部局を含む関係省庁間での連携を義務付ける等の改正を行うものです。（施策6-1-5）</p> <p>昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。（施策6-2-1、6-3-1）</p> <p>令和8年2月には、日米政府の戦略的投資イニシアティブについて、米国内における3つのプロジェクトを第一陣として推進することで、日米両国で一致し、3月の総理訪米時には、第二陣プロジェクトの発表を含む「日米間の戦略的投資に関する共同発表」を発出しました。こうした取組を通じて、日本企業による、経済・国家安全保障上の重要分野における海外展開等を推進しました。（施策6-3-1）</p>
7-1	政策金融	<p>事業者の資金繰りに万全を期すため、米国関税措置の影響により売上高又は利益率が5%以上減少した事業者に対する「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを新たに実施するとともに、過年度より措置している、物価高等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット貸付の金利引下げも引き続き措置しました。（施策7-1-1）</p>

# 【参考1】 財務省におけるデジタル化への取組一覧①

## 1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、大学等において多数の説明会(オンライン形式も含む)を実施し、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

国の財務書類の作成・公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説した資料(国の財務書類のポイント及び「国の財務書類」からみる財政)を作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました【政策目標1-6(施策1-6-1)】。

## 2. 税制

令和7年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和6年度税制改正に続いて解説動画も作成し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。【政策目標2-1(施策2-1-1)】。

将来世代の担い手である若年層の税制への関心を高め、税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「みんなの暮らしを守る!「税金」と「防災」の関係について調べよう」のコンテンツを作成しました。国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布(「もっと知りたい税のこと」や「令和7年度税制改正」)のほか、税制改正の内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Xでも積極的に発信しました【政策目標2-1(施策2-1-2)】。

## 3. 国債

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様なニーズを持つ投資家が国債市場に参加することは、国債の売買がいずれか一方に偏ることを防ぎ、市場を安定させる効果が期待できること、また、海外投資家の中には中央銀行、年金積立金の運用機関、生命保険会社等、国債の安定的な保有を見込むことができる投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外IRを実施しました。具体的には、継続的な投資や長期安定的な保有が見込める投資家を重視する観点から、オンライン形式も併用しつつ、基本的には対面での個別面談を中心に、きめ細かいニーズ等の把握、及び情報提供を行いました。【政策目標3-1(施策3-1-3)】。

## 4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました【政策目標3-3(施策3-3-1)】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標3-3(施策3-3-3)】。

## 5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDCについて、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、引き続き様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」(連絡会議)において、令和6年の中間整理に続き、第2次中間整理を行いました。その後、連絡会議の下に設置している「幹事会」において幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行い、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました【総合目標4(テーマ4-2)】。

## 【参考1】 財務省におけるデジタル化への取組一覧②

### 6. 貿易

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイEPAについても令和7年6月(日本からの輸出は令和7年11月)から運用を実施しております。また、ASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標5-2(施策5-2-1)】。

途上国の税関行政近代化への取組については、令和7年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

### 7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)をAIで解析し、業務支援として活用しました【目標5-3(施策5-3-1)】。

税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。また、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート(税関検査場電子申告ゲート)等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-5)】。

### 8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO(世界税関機構)等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

### 9. 地震再保険

財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました【政策目標8-1(施策8-1-2)】。

### 10. 共済手続

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用する方針のもと、令和7年度においては、当初予定をしていた共済手続の標準化等の取組のほか、

- ・申請届出に係るシステムの導入の検討が進んでいない共済組合に対して当該サービスの翌年度からの導入のための関係各所との調整等を行ったこと
- ・20共済組合を集めた共済手続のデジタル完結に関する意見交換会を開催してデジタル完結のボトルネックとなる点の抽出を図り解決策・処理案を提示したこと
- ・上記意見交換会の実施に伴い、共済事務方に係る関係者間でパイプをつなぎデジタル完結に向けた意思疎通を行いやすくしたこと

など、共済手続のデジタル完結へ向けた様々な取組を行いました。【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

# 【参考2】 評価基準（評価マニュアル）

## 総合目標・政策目標の評定

- 1 **「S+ 目標超過達成」**  
 施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」  
 (例) 施策① s+  
       施策② s  
       施策③ s
  - 2 **「S 目標達成」**  
 施策の評定が全て「s」  
 (例) 施策① s  
       施策② s  
       施策③ s
  - 3 **「A 相当程度進展あり」**  
 施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ  
 (例) 施策① s  
       施策② s  
       施策③ a
  - 4 **「B 進展が大きくない」**  
 施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない  
 (例) 施策① s  
       施策② a  
       施策③ b
- ※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。
- 5 **「C 目標に向かっていない」**  
 施策の評定に「c」がある  
 (例) 施策① s  
       施策② a  
       施策③ c

政策目標5-3

## テーマ・施策の評定

- 1 **「s+ 目標超過達成」**  
 (①及び②をともに満たす場合)  
 ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。  
    例：実績値が目標値の120%を超過している場合。  
       目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達成度を明らかに超える水準である場合。  
 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
- 2 **「s 目標達成」** (注1)  
 (①から③までの全てを満たす場合)  
 ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。  
 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。  
 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。
- 3 **「a 相当程度進展あり」** (注1)  
 (①及び②をともに満たす場合)  
 ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」、「□」(注2)又は「△」(注3)である。  
 ② 施策に係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」(注4)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。
- 4 **「b 進展が大きくない」** (①及び②をともに満たす場合)  
 ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。  
 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。
- 5 **「c 目標に向かっていない」**  
 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合

政策目標1-1、  
1-2

- (注)1 測定指標以外の事情として、特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「s」を「a」に、「a」を「b」に下方修正することができる。
- 2 測定指標の「□」は総合目標において最終目標年限以外の評価対象年度末において進捗が順調である場合。
- 3 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。
- 4 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。

